

高知市に居住する方が、高知市外の保育施設の利用を申し込む場合【広域利用】

(1) 申込の準備

保護者自身で利用を希望する保育施設のある市区町村のホームページ閲覧や電話等による問い合わせを行い、次の内容をご確認ください。

- ・市外の児童の受入れを行っているか。
- ・受入れ可能年齢又は月齢（何歳児又は何カ月から受入れできるか。）
- ・募集人数（空き状況があるか）
- ・申込締切日（受付期限の日付）
- ・必要書類や利用申込に関する注意事項

(2) 申込先

高知市保育幼稚園課

※高知市から申込保育施設のある市区町村に利用申込書類等を送付します。

(3) 申込締切日

原則、申込先市区町村の申込締切日（必着）の開庁日7日前を、高知市への申込締切日とします。

本市による書類確認、決裁等の手続きに日数を要しますので、お早めにお申し込みください。
申込先市区町村の書類提出期限に間に合わない場合、利用調整（選考）の対象となりません。

(4) 利用申込書類

高知市の保育施設利用申込書

※高知市外へ転出予定の児童の申込書類は、申込先市区町村の所定様式を使用する場合がありますので、申込様式については、申込先の市区町村の担当部署へお問い合わせください。

(5) 利用決定

利用の可否は、申込の保育施設のある市区町村が決定しますが、結果は、高知市から通知します。

※申込先市区町村へ転入予定で申込され、利用が決定した方は、利用開始日の前月末までに転入する必要があります。

※利用が決定する前に高知市から転出された場合、原則、協議が中止となります。

(6) 翌年度の利用

秋頃に翌年度の保育施設の利用調査を行いますので、期限までに書類の提出をお願いします。

※申込先市区町村の定める提出期限を過ぎた場合、利用調整が行われません。

※年度ごとに利用調整（選考）が行われ、その結果により利用ができなくなる場合があります。



高知市保育幼稚園課入所担当
高知市本町5丁目1-45
TEL088-823-4012